

令和
2年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します



周辺林地の下草刈り等作業

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止するとともに水源かん養機能、洪水防護機能といった多面的な機能を確保する観点から平地地域との農業生産条件の不利性を直接的に補正するために交付金を交付する制度です。

平成12年度に創設された本制度では各集落の参加者の創意工夫によって地域の活性化や生産環境向上に効果を上げてきました。

令和2年度から第5期対策がスタートし、本町では前対策から取り組む2つの集落が新たに集落協定を締結して活動しています。各集落協定では、集落の将来像やそれを実現するための5年間の活動目標である「集落マスタープラン」を作成し、農作業受託の推進や機械の共同利用などに取り組み、地域や農業を将来にわたって維持するための活動を行っています。

交付金は締結された集落協定に基づき総額の2分の1以上を直接所得補償として営農に関わる対象者に交付し、残りの交付金は、農業受託の推進や農業機械の共同利用、鳥獣害防止活動等の共同活動に利用されています。

当町における取り組み集落

天神地区、柳生川地区

令和2年度交付金状況

令和2元年度に町内で交付金を交付した集落は下記の2集落で、交付額は約261万円となっています。また、交付金の負担割合は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっています。

集落名	交付金の対象となった農地面積(㎡)	交付金(円)	集落マスタープランで定めた主な取組内容 (将来像を実現するための目標と活動計画より)
天神	192,187	1,537,496	<ul style="list-style-type: none">・機械・農作業の共同化等営農組織の育成・担い手への農作業の委託・農業生産活動継続の体制整備
柳生川	134,980	1,079,840	<ul style="list-style-type: none">・担い手への農作業の委託・農業生産活動継続の体制整備
2集落	327,167	2,617,336	